

自然環境を活用できる保育者育成の必要性とその実践

— 学校ビオトープを中心とした活動の記録 —

The Necessity and Practice of Training of Nursery Teachers Utilizing the Natural Environment

清多 英羽
Hideha SETA

青森中央短期大学幼児保育学科

Department of Infant Education, Aomori Chuo Junior College

はじめに

現在、日本の保育士資格取得者はおよそ120万人を数える¹。その大半を短期大学や専門学校の出身者が占め、四年制大学卒業の保育士数をはるかに凌駕する²。保育士の出身学校種にみられるこの偏りは、いくつかの問題を露呈させてきた。例えば、卒業後に潜在保育士として滞留してしまうこと、女子の四大志向によって志望者が減少したこと、二年間の教育課程では専門的知識・技能の習得に限界があること、等である。そして、本稿はこの最後の「専門的知識・技能の習得の限界」について、「自然環境を活用できる保育者育成の必要性」という観点から論じるものである。

いまや過去のどの時期より、保育者（保育士、幼稚園教諭）は、教育・保育に関する豊かで高度な知識・技能を日本社会から要請されている³。一昔前まで保育といえば、子供を預かり、栄養・睡眠・衛生環境に留意して、保護者に返すという営みであり、端的に言えば「託児」と同義だった。戦前、子供のために優れた保育を授けたいという保護者の要望は、一部の知的・特権階級のものにすぎなかった。しかし、保育や幼児教育に期待する保護者の想いは変容した。幼児期に充実した保育・教育を享受することの重要性は、科学的なエビデンスによって証明され⁴、その子供が幸福に人生を送れるか否かの要因として、すでに広く、認められている。優れた幼児教育を行えば優れた人材が育つ、という常識に現代人はアレルギー反応をもたない。

ところで、この常識に「自然環境を活用した教育・保育」はあてはまるだろうか。当然、優れた

1 保育士等確保対策検討会（2015）「参考資料1 保育士等に関する関係資料」

2 同上。

3 幼稚園教員の資質向上に関する調査研究協力者会議（2002）「幼稚園教員の資質向上について—自ら学ぶ幼稚園教員のために」（報告）

4 Lawrence J. et al.(2005) “The High/Scope Perry Preschool Study Through Age 40:Summary, Conclusions, and Frequently Asked Questions” High/Scope Press

「自然環境を活用した保育」を行えば、環境問題に主体的に向き合う優れた人材が育成される、と大半の人々は考えている。なぜならば、日本の学校や施設で採用されている教育・保育課程の基準には、「自然」を活用した教育・保育の重要性が示されているからだ。そして、幼児教育・保育の段階はその出発点に位置づけられている。「自然環境を活用した教育・保育」という社会的要請は、社会情勢からみて、今後、より強く発せられることになるだろう。しかしながら、これに現在の保育者養成校の教育課程は十分に答えられるだろうか。

一般に、自然の中で子供たちが遊ぶことは好ましいとされる。そして、外国の状況もこれと変わらない。例えば、ドイツのザクセン州では自然を活用したビオトープ (Biotop) における保育実践が盛んに行われている⁵。そこには、人間形成における自然の中での遊びの影響力を素直に受け入れる姿勢が感じられる。一方、ドイツとは教育に関する歴史・文化的な背景が異なる日本ではどうだろうか。ドイツ人たちが主体的に環境保育においてビオトープを受容してきたのとは対照的に、日本ではそもそも「保育」そのものが外来であり、明治期以降に日本に定着した保育はその形式だけが先行して受容される傾向にあった。フレーベル (Friedrich Wilhelm August Fröbel, 1782-1852) の恩物を使った幼稚園が、いわゆる「幼稚園臭い子供」と揶揄されたのは⁶、新しいものに対する日本人の拒否反応だったかもしれないが、その実、フレーベルの保育思想の根本を受容することなく、恩物で遊ぶという外見的な行為のみを猿真似したことへの嘲笑ともとれる。その本質ではなく形式を先行させて受容してきたからなのか、現状では、日本はドイツほど幼児教育・保育において「自然環境を活用した保育」に熱心ではない。

近年、日本においては環境保護の機運は高まり、高度経済成長期の公害問題も軒並み収縮し、環境に関する国際条約に多く批准している。環境問題に関心を払わない企業には未来がないとされ、大きく評価を下げる時代である。だからこそ、環境教育・保育の需要も高まり、日本の教育・保育現場に「自然を活用した教育・保育ができる保育者」が必要だといえる。実際問題として、保育者の大半は短期大学や専門学校で養成される。ということは、短期大学や専門学校で「自然」「生物」や「環境問題」、「自然を活用した保育実践」を教えていなければならないはずだ。しかし、現実はこの理想からはるか遠いところにある。

以下では、保育カリキュラムの基準である『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』において「自然」と「教育・保育」がどのように扱われているかに触れたのち (第1節)、本学のカリキュラムを例に地方における短大の現状を明らかにし (第2節)、ビオトープを活用した本学の教育上の工夫と (第3節)、その成果としてのドイツ大使館賞受賞について述べ (第4節)、最後に今後の課題を提示したい。

第1節 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』における自然教育・保育の内実

さしあたって、日本の保育現場において「自然環境を活用した保育」に関してどのような基準が適用されているのかを、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』 (以下、『こども園要領』と略

5 Freistaat Sachsen(2018) “Bildungsraum Garten – Naturnahe Außeräume in Kindertageseinrichtungen und Kidertagespflege” STAATSMINISTERIUM FÜR KULTUS

6 倉橋惣三 (2008) 『幼稚園真諦』フレーベル館

記) を例に考察していく⁷。

平成29年3月に改定された『こども園要領』は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10項目を指定した。そのうちの一つに「自然との関わり・生命尊重」がある。幼児が卒園するまでに、この10項目について厳密に数値評価をするわけではないが、小学校における学習内容との接続を意識して、「自然との関わり・生命尊重」に関しては、以下の内容を子供が身につけていることが要求される。

「自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。」
(下線は筆者)⁸

子供たちは、「身近な事象への関心」を高め、「自然への愛情や畏敬の念」をもち、「生命の不思議さや尊さ」に気づき、「いたわり、大切にする気持ち」をもつことを目指して教育・保育を受けなければならない。こうした成果を生み出すために、ここでは、子供が「自然に触れて感動する体験」が重視される。一般に幼児期の子供は、具体的なモノに触れることによって、思考し、表現への意欲をもつとされる。人間の発達段階に明らかなように、日本の幼稚園、保育園で行われている、体験重視の教育・保育は理にかなっている。「自然に触れて感動する体験」をすれば、子供は「自然への愛情や畏敬の念」をもつことになる、という考え方は、大人たちの経験的な因果律に照らしてみても、妥当である。こうして、「自然への愛情や畏敬の念」をもつ子供たちが教育によって育まれるならば、さだめし、彼らは主体的な環境保護・保全活動の土台となる基本的態度・姿勢を身につけたと評価されるだろう。

そして、この経験を成立させる重要な役割を担うのが保育者である。この点、日本の幼児教育・保育において、保育者の、伝統的に引き継がれ、最も大切な役割は、「支援・援助」である。つまり、保育者とは子供の成長発達を支え、その能力を、最大限、伸ばす手伝いにかかる職業である。フレーベルやモンテッソーリ (Maria Montessori, 1870-1952) の保育思想にならって、適切な環境を整えて子供の自発性を尊重した教育・保育を行うことは、いまやわれわれにとって保育の真理ともいえる。これに従えば、保育者の役割は「子供に体験させる」ことだけでは不十分で、「子供の体験をよりよく支援する」こととなろう。子供に単なる体験の機会を与え、そばで保育者が、いたずらに、突っ立っていたのでは専門職としての矜持が廃るのである。子供が自発的に活動している際、その活動が充実してれば見守り、支援によってさらに発展するならば手をさしのべる、というのは保育業界の常識である。

7 保育カリキュラムの基準としては、『保育所保育指針』や『幼稚園教育要領』の方が歴史が古いが、本稿の目的は網羅的にこれらの基準を検討することに主眼が置かれているのではなく、かつ両者の要素を含んだ『こども園要領』を例とするのが効率的だと判断している。

8 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2017) 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』

この常識は、無論、「自然環境を活用した保育」にも当てはまる。子供たちを自然の中に野放しにして、保育者は何もせずに傍らで立ちつくしているならば、「自然環境を活用した保育」として程度が低いといわざるをえない。有り体にいって、子供の遊びを安全に配慮して見ているだけなのであれば、素人がその役を演じてもさほど不足はない。そうではなく、本来的な保育者の仕事は、自然に放たれた子供たちの個々の遊びに寄り添って、それらの遊びが充実するように支援することである。

「自然環境を活用した保育」の際、子供の体験に有効な支援をするために、保育者には相応の知識、態度、経験が必要である。体験を豊かにするためには、自然に関する知識が豊富であることにこしたことはないし、先頭に立って草むらを駆けまわり、花を摘み、虫や小魚を捕獲することを厭わない態度でいるべきだし、保育者自身に自然体験が必要である。いわば、保育者は自然の知者・実践者でなければならない。そうでなければ、誰が一体子供たちに充実した支援ができるというのだろうか。

第2節 本学のカリキュラムを例にみた地方における短大の現状

ところが、短期大学で採用・実施されている保育者養成のカリキュラムは不十分である。そこで、以下では本学のカリキュラムを一例に、その現状を考察する。なお、これから提示する諸点は、決して、本学の教育水準の程度が低いことを示すものではない。これらは全国的な傾向を表すにすぎない。

本学では、幼稚園教諭二種、保育士の免許・資格の取得に必要な専門科目数が49科目に設定されている。この科目数は法令に則って設定されており、どの短期大学でもほぼ同様であろう。学生はこれら実習を含めた専門諸科目を修め、保育者として必要な実践的な知識・技能を学び、免許・資格を取得するにいたる。

ここで問題になるのは、専門科目49科目のうち、「自然」や「環境教育」を扱う科目はどれくらいあるのかである。調査の結果、「保育原理」「保育課程論」「保育内容総論」「保育内容研究（環境）」が見いだされた。これらは、シラバスの授業概要や到達目標から「自然」や「環境教育」を扱うことがわかった。実に、専門科目49科目のうちの8%が充てられているということになる。さらに、この4科目それぞれの授業計画（15コマ）を調べた。すると、15コマのうち「保育原理」で1コマ、「保育課程論」で2コマ、「保育内容総論」で2コマ、「保育内容研究（環境）」で5コマ、関連した授業計画が確認された。つまり、4科目計60コマのうち10コマで扱っているという計算になる。これは全体の時間数の約17%に相当する。これらの調査から、専門科目49科目のうち4科目、かつその60コマのうち10コマで「自然」や「環境教育」を扱っており、全体に対する学習時間の割合は $8\% \times 17\% = 1.36\%$ だった。つまり、本学では専門科目の総学習時間数の1%程度しか「自然」や「環境教育」について学ばれていない。

なぜ学ぶ時間がこうも少ないのか。まず、これまで自然環境を活用できる保育者育成に、そもそもの関心が向けられてこなかったという事情がある。保育者の技能とは、音楽、造形、運動の3分野をたいてい指す。一般に、保育のイメージはピアノの伴奏に合わせて歌を歌うことであり、廃材を利用して乗り物を作ることであり、鬼ごっこを楽しむことである。「自然環境を活用した保育」は意図的に関連づけなければ、これらのどれにも属さない。当然のことながら、法令で定められている専門科

目の中に、自然保育に特化した科目もない。考えてみれば、これはおかしなことである。幼稚園・保育園の教育・保育の基準では、自然体験とその支援が重視されているのに、保育者養成校のカリキュラムはこれに十分対応しているとはいえないのである。新時代に要請されているのはなにもIT教育ばかりではない。環境教育・保育の重要性は、世紀が変わり一層関心が高まってきたし、小学校以降の学校段階でも盛んに取り入れられている。もちろん、幼児教育でも重視されている。けれども、そのための指導者の養成に関しては、実質上、看過されているのが現状なのだ。

次に、自然や環境保育を教えられる教員が不足していることもこの問題に深く関わっている。この分野の指導ができる教員は限られており、地方の短大に都合よくそうした人材が勤務しているケースは少ない。それ以前に、短期大学の保育系の学科で働く教員が、彼の専門性の少しはずれたところで仕事をしている点にも注目すべきである。人手不足の地方にいけばいくほど、その傾向に拍車はかかるだろう。なるほど、自然や環境教育を指導できる教員はいるだろう。しかし、それが幼児を専門とするとなるとぐっと該当者が減るのである。まさか、理学部出身の教員を連れてきて、ここに充当するわけにもいかない。

また、保育系の短期大学においては、履修できる科目のほとんどすべてが必修だという事情もある。各校は、文部科学省と厚生労働省の指定通りに、必修科目を配置しなければならない。そうすると、どの学校も、同じような教育しか行えないようになる。したがって、日本の保育者養成の学校はどれも没個性的な運営を余儀なくされる。特色を明確に打ち出すための時間的な余裕がないからである。ここにも、「自然」について学ぶ時間がない理由が潜んでいる。学ぶことが枠をはみ出さんばかりに詰め込まれすぎて、「自然」について学ぶ時間などとれないのである。

第3節 カリキュラムの工夫とサークルの立ち上げの経緯

本学では平成28年に敷地内に学校ビオトープを設置した。しかし、前節の3つの理由から、これを活用するカリキュラムを構築することの険しさを痛感した。だから、いきなり完成された枠組みを提示するのではなく、できることから手をつけて時間をかけて完成させようと考えた。というのも、この青森県でこうした取り組みに手をつけることには意義があると感じていたからだ。

青森県は自然が豊かである。しかし、問題もある。青森県の中心部に位置する陸奥湾は、津軽海峡側から潮流を呼びこんでいる。一つの潮流は速度は比較的早く、青森港にぶつかって津軽海峡へと戻っていく。もう一つの潮流はむつ湾の奥に流れ込み、比較的緩やかである。そして、この緩やかな潮流はゴミを陸奥湾の奥に運びこんでしまう。だから、沿岸の住民も含めた青森県民に、環境啓発活動や環境教育が必須である。豊かな自然にあぐらをかいていれば、やがて取りかえしのつかないことになることは歴史が証明している。環境問題に取り組むにあたって教育以上に重要な営みがあるだろうか。危機感をもつためには、むしろ教育しかない。その大もとにあるのが、幼児教育・保育だといえる。

本学に設置された学校ビオトープは、こうした問題意識をもち、青森県の次世代を担う子供たちを育てる保育者を育成するための場として造成された。約100㎡の細長い敷地に、全長30mの小川と半径4mの池が設置された。地域在来種キタノメダカが放流され、ブナ、コナラ、クヌギが植樹された。現在、小池や小川にはドジョウ、アマガエル、タニシ、カワニナ、ガムシ、ヤゴ、コシマゲンゴ

ロウ、マツモムシなどが生息している。

本学幼児保育学科では、「自然」や「環境教育」を扱った既存の専門科目数を増やすことを検討することから始めた。しかし、新しく専門科目数を増やすのは難しい。先述のように、2年制短大の保育者養成校のカリキュラムはゆとりがないからだ。専門科目を新設することによって、学事歴の変更まで余儀なくされる可能性もある。これだけではなく、ビオトープにおける環境保育の学びを“目玉として”カリキュラムに取り入れた場合、生き物を苦手とする高校生たちは受験の選択肢から本学を外すかもしれない。現在、地方の短大は18歳人口減に悩まされている。出口の見えないこの現象は今後少なくとも18年間継続するのである。そこで、諸事情を汲みとった結果、現状では、学科の教員の講義の中にビオトープを活用する取り組みを加えてもらう案が実現しやすそうに感じた。というのも、本学の教員は日頃から連携して講義に取り組む機会が多く、ビオトープのことで協力を得るのもさほど困難さを予想できなかったからだった。

こうした事情から、新しく追加したのは、「保育内容研究（健康）」、「保育内容研究（表現）」、「保育の計画と指導」、「特別研究II」だった。これらの講義では、実際にビオトープに足を運び、そこに生息する動植物の観察をしたり、その結果を「ビオトープ安全マップ」（「保育内容研究（健康）」）にまとめたり、「ビオトープお弁当箱」（「保育内容研究（表現）」）として購買店前に展示したりして、実践的な学びの形態をとることができた。また、「保育の計画と指導」においては、ビオトープで幼稚園児が観察し、遊ぶという設定で4、50分ほどの部分案を作成することが課題として出された。学生たちは、ビオトープを探索し、子供たちの目線でそこを眺め、指導案を作成した。

このように、ビオトープに関連する科目数は倍増したが、それでもなお不十分に思えた。実際に、子供たちが「自然に触れて感動する体験」をするための支援ができる保育者育成のためには、端的に幼児を対象にした保育実践が不可欠である。なるほど短大生は在籍する2年間のうち幼稚園実習と保育所実習で合計8週間を過ごし、実践的な保育活動を現役の保育者のもとで徒弟的に行うのだが、その中に「自然に触れて感動する体験」の支援という貴重な経験が約束されているわけではない。むしろ、実習ではこれ以外の様々にしなければならない業務に追われることになる。本学では1、2月に幼稚園と保育園に2週間ずつ実習に行くが、そもそもこの時期青森県は雪に埋もれている。青森県の子供たちにとって、冬季の外遊びはすべからず雪遊びを意味する。冬眠する生き物を観察しようにも、雪を何十cmもかかかなければならない。端的に言えば、実習に学生が行ったとしても、「自然」や「環境教育」について学ぶ可能性は限りなく低いし、大学側が実習園に依頼する実習の具体的内容には法的な拘束力がない。実習に出した学生が実習先でどのようなことを学んでくるのかの塩梅は、ほぼ実習先の事情に負っている。

ここから、本学では学生のビオトープを活用した保育実践の場が、正規の授業とは別に、何らかの形で必要だと考えた。ある時点までは、「必修」のような形で実施することも考えた。しかし、これには先述の学生募集上の難点もあり、戸惑われた。短大生の大半は女子学生である。本学も男子は1割程度しかいない。正確に調査をしたわけではないが、体感では本学学生の8割ほどは虫に触れない。こうした現状がありながら、周囲の理解も不十分に突き進めば、営業的な失敗を招くことが予測された。

学生のこの虫に対する極度の警戒心は、経験的な領域における伝承が影響している面もあれば、遺伝的に人類が引き継いできた面からも説明できるので、彼らを責めるには値しないが、一つ言えることは、これは「自然に触れて感動する体験」を支援する際に大きな障害になるということだ。幼児期に自分の大好きな人（親、保育者）が虫を嫌がり、罵り、殲滅する姿を目に焼きつけて成長する子供は、虫嫌いになる傾向が強まるだろう。多くの虫は、触れても安全である。しかし、十把一絡げに危険視することで、必要以上に幼児に恐怖心を植えつけているのは確かだろう。現代において再生産されているのは貧富の差だけではない。虫嫌いも再生産されるのである。

話を戻すが、様々な検討の結果、ビオトープ設置と同時に、ビオトープサークルを立ち上げ、有志の学習集団として「自然」や「環境教育」について学ぶ機会を作ることにした。当面の間は、学生の主体的な参加意思を尊重することに落ち着いたということである。しかしながら、ここにも大きな問題があった。学生にはサークル活動をする時間的余裕がないのである。先述の通り、本学幼児保育学科のカリキュラムにはゆとりがない。つまり、日中にサークル活動に充てる「空きコマ」がほぼない。そして、わずかな空きコマは課題の作成に追われる。平成28年度に第2学年前期の学生の忙しさを調査した結果、繁忙期の7月には、毎日、なにがしかの課題を提出していることがわかった。朝の1コマ目から5コマ目までびっしりと座学の講義が並ぶことも日常の光景である。ビオトープサークルはビオトープで活動するのだから、太陽が出ている時でないといけない。しかし、日中は時間がないのである。そして、放課後、学生はアルバイトに行く。アルバイトといえば、学生のお小遣いと考えられるむきもあるが、こと青森県の実情、すなわち奨学金の高い受給率や県民所得のレベルからもわかるように、遊ぶためのお金ではない場合もある。サークルと生活を天秤にかける結果は明らかであろう。

そこで、週一コマを「サークル・ボランティア活動」の時間として確保し、その時間にはあらゆる既存の科目の講義を排除する案が出された。いかなる補講も入れない学生の自由な活動の聖域である。導入当初は反対意見もあったが、ビオトープ初年度から実施することができた。この時間に、少なくとも週に1回は活動時間が確保できることになった。

第4節 ビオトープサークルの活動と「ドイツ大使館賞」の受賞

平成28年4月に発足したビオトープサークルは、1年生16名、2年生12名、専攻科3名の計31名を数えた。初年度につき、2年生と専攻科の学生は一年間だけの在籍となった。6月のビオトープ開演に向けて、5月7日、28日には、サークル学生と大学周辺の生き物調査を行ない、行政の許可を得て在来種キタノメダカを捕獲した。そして、6月2日の開園式にて、青森中央短期大学附属第一幼稚園の園児たちとともにビオトープの池に放流した。ビオトープサークルは、平成29年度に10名が、平成30年度には19名が加入し、短期大学のサークルでは最大規模となった。近頃では、オープンキャンパスに訪れる高校生もビオトープの存在を知っており、短大入試の面接の場でもビオトープサークルに参加希望を訴える者もいる。大学のサークル活動といえば、学生の主体的な運営が想起されるが、ビオトープサークルに関しては活動内容の特殊性や新規の取り組みであること、学科運営にも影響を与えること等を考慮して、サークル顧問が最初の何年かは、相当程度、舵取りをすることになった。

ビオトープサークルの活動は、「遊ぶ」「作る」「広める」から成り立っている。「遊ぶ」は、子

供たちとビオトープで遊ぶ活動である。ビオトープ設置前から、短大と同じ敷地内にある附属幼稚園の園児たちとの交流は重要な活動の柱として構想されていた。月に一回程度、ビオトープを活動場所として、ビオトープサークルの学生と附属幼稚園園児たちで合同保育ができることを期待していた。しかし、当初、ここにも困難があった。それは、短大生の空き時間と園児の活動の時間が噛み合わなかったのである。当初、附属幼稚園に協力の要請をしたところ、午前中の10時から11時半の間が望ましいとの返答を得た。前述の通り、短大生は時間割がびっしりで、たいていその時間は講義を受けている。こうした事情は、毎週木曜日の2コマ目(10:30~12:00)をサークル・ボランティア活動の時間として新規に設置したことで解決するが、そこに紆余曲折があったのは前述のとおりである。幼稚園には幼稚園の事情がある。私立幼稚園は行事が多い。それは教育的な配慮でもあり、営業的な配慮でもある。横槍的に、良い教育だからといって、ビオトープの活動を押しつけるようなことだけではできなかった。

本年度で、合同保育が始まって3年目になる。附属幼稚園の園児は、合同保育の時間以外にもビオトープを頻繁に訪れており、勝手知ったるビオトープで自由に遊びまわる。サークルの学生は、この時間を活用して、子供たちの生き物に対する反応、自然の中での遊びの展開等を観察することができ、子供相手に実践することができる。ただし、3年目でいまだに課題だと思えることは、学生はやはり保育者の卵でしかないので、自然の中で子供たちと共に遊ぶことはできるが、子供たちの遊びを展開させる刺激を与えることはできない。当然、「自然に触れて感動する体験」の支援もできない。かりにこの体験が子供の側で成立したことがあったとしたら、それは単なる偶然であり、決して意図的ではない。けれども、学生を、ビオトープを活用して保育者として養成する以上、ここが最終的な目標となる。

ビオトープサークルでは、ビオトープの環境整備や教材開発も行う。これは「作る」である。平成28年度はビオトープに看板を設置し、「ビオトープ」という文字がはっきりと露出するようにした。看板は八甲田山系を背景に臨める場所に設置し、両脇に青森田中学園の花「こぶし」が植えられた。この看板のデザイン・製作の一部を学生が担った。材木の切り出しから、デザイン、ペイントまで3ヶ月を要した。また、ビオトープの紹介絵本を作成した。これは一年間をかけて制作され、ビオトープに住まうメダカがメダカの学校に転校してきたタニシの妖精「タニタニ」にビオトープを案内するという物語である。作画、文章を学生が担当した。平成28年の秋に「みちのくふるさと貢献基金」の助成を受け、絵本の出版費用はそこから捻出した。この絵本は、平成29年の第7回環境フェア(青森環境パートナーシップセンター主催)にて青森市民に配布された。また、平成30年7月の親子講座「ビオトープで遊ぼう」(青森中央短期大学主催)にて参加した保護者と幼児にも配布された。絵本の制作は学生が多忙なこともあり、遅々として進まなかった。個性豊かな学生たちが最後まで諦めずに絵本の完成へと迎えたのは、当時のサークル長の稀有なメンタリティのおかげだったと思う。

ビオトープサークルの活動は大学内にとどまらない。自然環境の広がりには限局的ではなく、敷衍的である。大学外の自然について学ぶ場は貴重な経験となった。その一つが、年に2回実施される「あずましの水辺ビオトープ」(NEXCO東日本:青森中央インター高架下)の除草活動である。そこでは、近隣の小中高校生に混ざって、水草を除去し、在来種の観察をする活動が行われた。ビオトープサークルからも毎年参加者を募っている。平成30年1月には「第12回自然環境学習会」(ひろさき環

境パートナーシップ21主催：弘前市立観光館多目的ホール）に参加し、作成した絵本の紹介をした。こうした活動に前段落の活動を加えれば、ビオトープサークルは「広める」活動に熱心に取り組んだといえる。

「遊ぶ」「作る」「広める」の三本柱の活動を行ってきたビオトープサークルの活動と幼児保育学科の取り組みは、思わぬ形で評価されることになる。平成29年11月に第10回ビオトープコンクールにおいて、「ドイツ大使館賞」に選出されたことが知られるのである。日本生態系協会が主催する全国学校・園庭ビオトープコンクールは隔年開催で20年の歴史がある。全国の学校・園庭ビオトープの中で、上位5つの学校だけが受賞できる賞のうちの一つが「ドイツ大使館賞」である。この賞は、「ビオトープを活用したユニークな活動モデル」を実践していることが要件である。本学幼児保育学科の取り組みは、「保育者養成にビオトープを取り入れた活動モデル」として高く評価された。本学のビオトープの取り組みは、歴史が浅い。それに学生の学びの質をみても、課題が山積しており、発展途上である。ところが、今回このように評価されたということには、日本の保育者養成の方法における問題点が垣間見えるようである。つまり、本学のモデルは全国的に見ても珍しい。翻ってみれば、保育者養成に「自然」や「環境教育」と取り込んでいる養成校はわずかだということだ。近未来の社会が環境保護・保全を主要な目標に掲げている一方で、そうした社会的要請に日本の保育者養成プログラムは取り残されたままなのである。

平成30年2月10日に東京大学伊藤学術謝恩ホールにて表彰式と発表の機会があり、秋篠宮殿下の前で学生二人とサークル顧問とがプレゼンテーションを行った。当日は本学からも学生を始め多くの関係者が参加した。また、同年3月9日には青森県知事を学生3名とともに表敬訪問し、受賞について報告した。

おわりに

本稿の最後に、本学のビオトープの取り組みにおける今後の課題を提示しておく。以下のいずれの課題も、一朝一夕に、解決するものではないが、本学の軌道に乗りはじめた一連の環境教育・保育の指導者育成への道はこれらに真摯に向き合い、乗り越えていく必要があるし、これが可能だと信じてやまない。

一つ目は、専門教員（研究者）の配置である。本学には自然保育を、研究領域として専門に扱う教員がいない。これは本学幼児保育学科の最大の課題である。日々の研究活動が日々の教育活動と結びつくような形でその教員が職務に勤しむことができるのであれば、それは大学にとっても研究者にとっても幸せな重複だといえる。専任で置けないならば、非常勤でも構わないと思うが、現状ではこの体制もとれていない。これはひとえに地方の抱える人材不足が大きな原因のひとつである。

二つ目は、サークル活動の単位化である。現状では、ビオトープの活動はサークル活動が主要であり、学生の自主的な参加を基調とする。ビオトープ導入の数年間はこれに甘んじるとしても、その後、この活動の将来性がみえた段階で、例えばサークル活動の単位化や必修科目の導入を検討すべきである。そのためには、なおのこと一つ目の課題を乗り越える必要がある。

三つ目は、専門資格取得への支援である。学校ビオトープに関連する資格として、日本生態系協会が主催する「こども環境管理士」がある。この資格を取るために学習することによって、無理なく、

ビオトープを活用した保育のための要点を学ぶことができる。なお、試験的に本学をサテライトキャンパス受験会場として、平成30年11月には学生4名が「こども環境管理士」2級を受験し、合格したことを付記しておく。

四つ目は、専門性を活かせる就職先の確保である。短大で学んだビオトープにおける保育も、就職先次第では宝の持ち腐れとなってしまう。全国的にみれば、自然環境を活用した教育・保育に力を入れている園は多くあるが、青森県内には意外に少ない。先日、筆者が講演者・パネリストとして参加した日本生態系協会主催の「国際シンポジウム『子どもたちに自然の力を』」（2018年12月1日於：文京シビックホール）の後、会場で多くの全国の幼稚園や保育園の関係者に呼び止められ、本学のビオトープで学んだ学生さんには是非うちに就職してほしいと請われた。その反響の大きさに驚くとともに、本学の取り組みに対する期待の高さを実感した。

五つ目は、リカレント教育の場への発展である。いま短期大学は都市部を中心に閉学する傾向にある。高校生の進学先として、世の中全体が四年制大学に向きだしている。地方では、都市部ほどの影響は薄いのかかもしれないが、それも時間の問題だと考える。いずれ、短期大学は当事者が予想する以上に大きな変革を求められる時代が来るだろう。その大変革を乗り越えるためのキーワードがリカレント教育である。いずれ短期大学で高齢者が学ぶ時代が来る。来なければおそらく短大はもたないだろう。本学におけるビオトープのコンテンツは、誰でも楽しく学べる教材となる。リカレント教育へと早い段階から舵を切ることが肝要である。

人間は自然の一部である。しかしながら、人間は自然を克服しようとしてきた。その行き過ぎた結果は環境破壊を招く。そこに歯止めをかけようと思えば、どうしても「教育」に頼るしかない。よい「教育」をするためには良い「指導者」が必要になる。指導者次第で子供はいかようにも変化する。こうした展望から、保育者養成校において「自然に触れて感動する体験」の支援ができる保育者を要請する本学の取り組みには、先見の明があるといえないだろうか。